

平成 30 年 6 月 10 日現在

機関番号：35301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26460602

研究課題名(和文) アジア移植ツーリズムに関する社会調査の実施とそれに基づくELSIの検討

研究課題名(英文) A survey of Japanese transplant tourism in Asia, and a review of ethical, legal and social implications.

研究代表者

栗屋 剛 (AWAYA, TSUYOSHI)

岡山商科大学・法学部・教授

研究者番号：20151194

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)： アジア渡航移植患者に対する医療機関の診療拒否は倫理的に問題がある。それに関して、仮に、診療拒否行為を監督すべき省庁や、それを行わないよう勧告する立場にある医療関係の団体や医学系の学会などが、理由は何であれ、各医療機関の診療拒否行為を黙認するならば、それは正義に反する。さらに言うならば、その黙認は各医療機関の個々の診療拒否行為より悪質である可能性なしとしない。

研究成果の概要(英文)： Medical institutions' refusal of medical treatment to patients who underwent organ transplantation in Asian countries raises an ethical problem.

If ministries that should oversee refusal of medical treatment, or, medical associations, academic medical societies, etc. in a position to recommend against such refusal, give silent approval of this refusal, for whatever reason, it goes against justice.

Furthermore, silent approval of refusal of medical treatment is considered to be more vicious than the refusal itself.

研究分野：生命倫理学

キーワード：移植ツーリズム 渡航移植 患者の人権 ELSI 生命倫理 バイオエシックス

1. 研究開始当初の背景

本科研は前科研「中国移植ツーリズムに関する社会調査の実施とそれに基づく ELSI の検討」の延長線上にあるものである。

移植ツーリズムに関しては、すでに前科研開始前から、渡航移植患者への倫理的非難をベースとした患者帰国後診療拒否が問題となっていた。本科研及び前科研の着想の前提にはこのような事情(背景)があった。

研究責任者(粟屋)はすでに1990年代初頭からインド、フィリピン、ベトナム、カンボジア、中国などのアジア諸国において臓器売買や死刑囚移植などの実態調査等を行って来ており、その過程で、断片的にはあるが、日本人患者の渡航移植を知ることができていた。ただし、それらの調査はとくに日本人の渡航移植という視点から行ったわけではないので、詳しい実態は明らかになっていなかった。本科研実施前の状況としては、中国については前科研において一応の調査及び考察ができたものの、上述のアジア各国での調査及びそれらを踏まえた上での考察は成し得ていなかった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、中国を含めてインド、フィリピン、ベトナム、カンボジアなどのアジア各国への日本人患者の移植ツーリズムの実態を明らかにし、その上で、調査結果及びこれまでに蓄積されてきたアジアの移植 ELSI (Ethical, Legal and Social Issues 倫理的、法的及び社会的問題)に関する諸知見に基づいて、アジア移植ツーリズムに関して、ドナー(貧困者や死刑囚など)の人権や海外渡航移植患者の人権の問題を含めて、具体的にどのような ELSI が存在するかを明らかにし、さらには、それらの問題解決に向けての現実的かつ具体的な方策(解決策、対応策)を提案、提示することである(あった)。

3. 研究の方法

本研究の「方法」は以下のようなものであった。現地調査:中国に続き、インド、フィリピン、ベトナム、カンボジアなどの国で日本人渡航移植患者に関する実態調査を行う(しかし、後述するように、これらの国においては新たなケースは発掘できなかった)。

研究会:毎年、複数回の研究会(検討会、打ち合わせ会を兼ねる)を開催し、情報を共有し討議を行う(実際に行った)。問題点の整理:中国での調査(前科研)及び上記調査を元に、具体的にどのような ELSI(倫理的、法的及び社会的問題)が存在するかを明らかにする(中国の調査を元にするものであるが、ほぼ、できた)。解決策の提示:それらの問題解決に向けての現実的かつ具体的な方策(解決策、対応策)を提案する(残念ながら、問題点の提示にとどまった)。関係する国際学会、国内学会、国内研究会などでシンポジウムやワークショップを開催する(十分にできた)。研究成果を論文及び著書の形で公表する(十分にできた)。

4. 研究成果

(1)平成26年度(2014年度)は、まず、アンケート総数が不足していた中国渡航移植患者への補足調査を行った。以前のものと合算した調査結果(の一部)は次のようである(2015年2月18日時点、有効回答55名)。

移植を受けた臓器はうまく機能しているか、という問いに94%の人がYESと答えている。移植結果に満足しているか、という問いに93%の人がYESと答えている。中国の移植技術の水準については85%の人が高いと思うと答えている。現地の医師や看護師は好意的であったか、との問いには89%の人がYESと答えている。ドナーが死刑囚であることの説明を受けたか、との問いには52%の人がNOと答えている。中国で移植を受けることに葛藤や迷いがあったか、との問いには53%の人がYESと答えている。中国で移植を受けたことを後悔しているか、との問いには91%の人がNOと答えている。

中国の(今は亡き)ドナーに感謝しているかとの問いには98%の人がYES、中国の医師や看護師などに感謝しているかとの問いには100%の人がYES、通訳・サポート(ないし仲介)業者に感謝しているかとの問いには94%の人がYESと答えている。帰国後に、中国で移植を受けたことを理由に診療拒否をされた経験があるか、との問いには44%の人がYESと答えている。

以上のデータと前科研終了時のデータとを比較すると、当然ながら、一部多少のズレがある。

上記データ及びその分析を含めて、中国を中心とするアジアでの移植ツーリズムの全体像について、第121回日本法政学会シンポジウム「医療政策と法 医療を取り巻く諸政策を中心として」(岡山大学、2014年11月15日)で、「アジア渡航移植患者の人権」と題して報告した。

ここでは、生命倫理ないし患者の人権の視点から、とくに、全国的に見られる渡航移植患者帰国後診療拒否事例について問題提起を行った。大多数の参加者は実態を知らず、多くの驚きの声が聞かれた。

なお、平成27年(2015年)7月、患者帰国後診療拒否の是非(適否)を問うことを実質的内容とする民事訴訟(浜松医大訴訟)が提起された(平成30年(2018年)年5月の時点で判決は下っていない)。

(2)平成27年度(2015年度)には上記学会報告を論文化した(粟屋剛「アジア渡航移植患者の人権」法政論叢第51巻第2号257-269頁[下記、雑誌論文欄])。内容的には、上記の第121回日本法政学会報告(上記)を受け、渡航移植患者への帰国後診療拒否の問題を取り上げている。この論文は日本の中国地方の某移植医を通じて厚労省の関係者にも届いている。

また、移植ツーリズム一般の法的問題についても、活字化した(粟屋剛「臓器売買と移植ツーリズム」甲斐克則編『臓器移植と医事法』(信山社)239-256頁[下記、図書欄])。ここでは、移植ツーリズムの違法性の有無(患者の渡航移植は違法か否か)について論じている。渡航移植サポート業者をめぐる法

の問題（渡航移植サポート業務は違法か否か）も取り上げている。

ほか、国内各地の各種の生命倫理研究会において、上述の点を含むアジア移植ツーリズムのさまざまな法的および倫理的問題点について、研究報告を行った。

（3）平成28年度（2016年度）は、上記論文執筆過程における思索をベースに、国内外の学会シンポジウムなど（下記、研究発表欄）を通じて議論を深めることができた。また、持論を展開することもできた。一例を挙げると、第28回日本生命倫理学会年次大会においてシンポジウム「臓器移植と正義」を企画・発案したが、そこで、「渡航移植患者診療拒否をめぐる正義 アジア移植ツーリズム調査を契機として」と題する報告を行った。ここでは、以下のように述べた。これはまさに問題の核心であると考えられる。

「アジア渡航移植患者に対する医療機関の診療拒否は倫理的に問題がある。それに関して、仮に、診療拒否行為を監督すべき省庁や、それを行わないよう勧告する立場にある医療関係の団体や医学系の学会などが、理由は何であれ、各医療機関の診療拒否行為を黙認するならば、それは正義に反する。さらに言うならば、その黙認は各医療機関の個々の診療拒否行為より悪質である可能性なしとしない（「研究成果の概要（和文）」）。

なお、このシンポジウムでは、実際に死刑囚から臓器を摘出した経験のあるエンヴァー・トフティ氏（中国人、元外科医、イギリス亡命中）を招聘して、当時の状況等を交えてご講演いただいた。

（4）以上のように、とくに中国に関する調査を前提とする思索及びそれらに基づく論文執筆や学会報告などは順調に進んだが、カンボジア（2014年5月）、ベトナム（2014年9月及び2016年6月）、フィリピン（2014年12月及び2015年11月）、インドネシア（2016年11月）、インド（2018年3月）などの国での日本人渡航移植患者に関する実態調査（時系列）は難航した（新たなケースは発見できなかった）。

調査が難航した最大の理由としては、それらの国では調査対象となってもらえる患者の発掘自体が難しかったという点が挙げられる。中国で移植を受けることは日本の国内法的には基本的には違法ではない（臓器移植法上の臓器売買罪にあたらぬ）のでアンケートに答えてもらえる患者の発掘は比較的容易であった（積極的に発言する患者も多かった）が、上記各国での移植は臓器売買がらみとなる場合があり、国内法的には違法である可能性があるため答えにくい（しゃべりたがらない）という事情があった。

なお、フィリピンについては、過去、日本人渡航移植患者の名前（複数）が現地の国立刑務所の移植者リストにあった（1990年代初頭の現地調査）。また、以前、同国でフィリピン人ドナーへの大規模聞き取り調査を行った（311人、2007～2008年）が、その調査では複数のドナーが日本人に腎臓を提供したと答えていた。残念ながら、これらについての追跡調査は行う余裕がなかった。しかし、いずれにせよ、これらの調査から同国への移植ツーリズムがその頃からすでに存在

していたことがわかる。

ほか、1990年代初頭からインドでも現地地実態調査を行ってきたが、実際に日本人患者への移植が行われたという情報に接したことはなかった（現在も、ない）。

さらに付言すれば、フィリピンやインド以外で日本人の渡航移植が確認された国もあったが、調査が困難であったため、詳細は不明である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

栗屋剛「アジア渡航移植患者の人権」法政論叢第51巻第2号257-269頁（2015年）

〔学会発表〕（計3件）

栗屋剛「渡航移植患者診療拒否をめぐる正義 アジア移植ツーリズム調査を契機として」第28回日本生命倫理学会年次大会シンポジウム「臓器移植と正義」（大阪大学、2016年12月3-4日（3日））

Awaya T, Who is to be blamed?, The 17th Asian Bioethics Conference, Alana Hotel, Yogyakarta, Indonesia, Nov. 14th-17th(16th), 2016

Awaya T, The sealed off conscience of doctors who remove organs from Falun Gong practitioners in China, The 13th International Conference of ISCB, Beit Shmuel Hotel, Jerusalem, Israel, Nov. 27th-28th(28th), 2016

〔図書〕（計1件）

『臓器移植と医事法』（甲斐克則編、信山社、2015年）[「臓器売買と移植ツーリズム」(239-256頁)栗屋剛執筆]

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

栗屋 剛 (AWAYA TSUYOSHI)
岡山商科大学法学部長・教授
研究者番号：20151194

(2) 研究分担者

宍戸圭介 (SHISHIDO KEISUKE)
岡山商科大学法学部教授
研究者番号：10524936
中塚幹也 (NAKATSUKA MIKIYA)
岡山大学大学院保健学研究科教授
研究者番号：40273990
大林 雅之 (OBAYASHI MASAYUKI)
東洋英和女学院大学・人間科学部・教授
研究者番号：50176989

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()